

白石市
子ども・子育て支援事業計画

別 冊

(放課後子ども総合プラン白石市行動計画編)

平成28年3月

白 石 市

平成27年3月に策定した、「白石市子ども・子育て支援事業計画」において、58ページ 第5章 分野別施策の展開 3.〈基本目標3〉教育環境の整備(1) 児童の健全育成 「放課後子ども総合プランの推進」「放課後児童健全育成事業」「放課後子ども教室推進事業」を展開するにあたり、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、白石市子ども・子育て支援事業計画の別冊として、「放課後子ども総合プラン白石市行動計画編」を策定したものです。

【目次】

第1章 放課後子ども総合プラン行動計画策定にあたって

1. 国の「放課後子ども総合プラン」について
 - (1) 趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国全体の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 市町村の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 子ども・子育て会議と運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現況

1. 放課後の過ごし方についての調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 児童数の推移について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 放課後児童クラブの利用状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 放課後子ども教室の利用状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 具体的方策、目標等（行動計画に盛り込む内容）

1. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量・・・・・・・・ 8
2. 一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等・・ 10

第4章 体制と役割等

1. 体制と役割等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1章 放課後子ども総合プラン行動計画策定にあたって

1. 国の「放課後子ども総合プラン」について

(厚生労働省・文部科学省共同：平成26年7月31日策定・公表)

(1) 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

○放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合など、授業の終了後等に発達段階に応じた主体的なあそびや生活が可能となるよう、資格を持った方(支援員)による支援を行います。毎月利用料がかかります。

○放課後子ども教室とは

地域住民の参画を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等を実施します。無料で利用できます。

(2) 国全体の目標

平成31年度末までに、全国すべての小学校区(2万カ所)において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型として実施することを目指します。

○一体型とは

放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はありません。

○連携型とは

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加することをいいます。

(3) 市町村の取組

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、国の放課後子ども総合プランに基づき取り組むこととされ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計

画策定指針に即し、市町村行動計画（事業計画）に一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量や、小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策等を盛り込むこととされました。なお、市町村行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することができるかとされています。

また、市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を設置することとされています。

2. 計画の位置づけと期間

国	放課後子ども総合プラン 次世代支援法	H27 ↔ 31 ← 37
白石市	第5次総合計画基本構想 次世代育成支援行動計画(後期) 子ども・子育て支援事業計画 放課後子ども総合プラン行動計画	23 ↔ 32 22 ↔ 26 27 → 31 28 - -> 31

本計画は、国の「放課後子ども総合プラン」と市の上位計画である「白石市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間を考慮し、平成28年度から平成31年度までとします。

3. 子ども・子育て会議と運営委員会

放課後子ども総合プラン白石市行動計画等について検討するため、市町村に放課後子ども総合プラン運営委員会を設置することとされていますが、本市においては「白石市子ども・子育て会議」が当該「運営委員会」を兼ね、以下に掲げる事項について検討審議いたします。

- ①放課後子ども総合プラン推進事業の計画の検討に関すること。
- ②事業実施後の検証及び評価に関すること。
- ③そのほか、放課後子ども総合プラン推進事業の推進に必要な事項に関すること。

第2章 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現況

1. 放課後の過ごし方についての調査結果

「平成25年度子育て支援に関する調査」から抜粋

1) 調査対象

白石市在住の就学前児童及び小学生児童を持つ保護者

2) 回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学生児童	829票	625票	75.4%
就学前児童	1,200票	804票	67.0%

3) 設問と調査結果

設問：放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたい
（実際の過ごし方ではなく、理想とする過ごし方）と思いますか。

調査結果

■居住地別（小学校低学年）

	自宅	祖父母宅や 友人・知人宅	習い事	児童館	放課後 子ども教室
全体	69.9%	18.4%	46.6%	8.6%	14.7%
白石・大平地区	66.9%	21.5%	46.0%	9.1%	9.8%
越河・斎川地区	70.0%	6.7%	70.0%	3.3%	50.0%
大鷹沢地区	64.4%	15.6%	42.2%	15.6%	26.7%
白川地区	76.9%	19.2%	30.8%	3.8%	7.7%
福岡地区	82.7%	13.6%	50.0%	7.3%	20.9%
小原地区	70.0%	0.0%	30.0%	0.0%	10.0%

	放課後児童クラ ブ〔学童保育〕	ファミリ-・サ-ト- セ-タ-	その他	無回答
全体	18.7%	0.3%	8.0%	3.7%
白石・大平地区	22.2%	0.5%	8.8%	4.0%
越河・斎川地区	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
大鷹沢地区	13.3%	0.0%	2.2%	2.2%
白川地区	3.8%	0.0%	7.7%	7.7%
福岡地区	12.7%	0.0%	8.2%	2.7%
小原地区	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

越河・斎川地区では「習い事」と「放課後子ども教室」の割合が多くなっているのに対し、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合はやや少なくなっています。

また、大鷹沢地区では「放課後子ども教室」が、福岡地区では「自宅」の割合がやや多くなっています。

■居住地別（小学校高学年）

	自宅	祖父母宅や 友人・知人宅	習い事	児童館	放課後 子ども教室
全体	54.9%	14.6%	49.6%	7.0%	11.5%
白石・大平地区	53.0%	16.7%	50.3%	8.1%	10.4%
越河・斎川地区	53.3%	16.7%	63.3%	3.3%	20.0%
大鷹沢地区	53.3%	8.9%	44.4%	13.3%	17.8%
白川地区	38.5%	11.5%	26.9%	3.8%	7.7%
福岡地区	66.4%	10.9%	50.0%	2.7%	12.7%
小原地区	70.0%	10.0%	70.0%	0.0%	10.0%

	放課後児童クラ ブ〔学童保育〕	ファミリー・サポ ート・セ ンター	その他	無回答
全体	11.7%	0.2%	7.0%	24.6%
白石・大平地区	13.4%	0.3%	7.3%	24.2%
越河・斎川地区	10.0%	0.0%	6.7%	23.3%
大鷹沢地区	8.9%	0.0%	0.0%	26.7%
白川地区	3.8%	0.0%	7.7%	50.0%
福岡地区	10.0%	0.0%	10.0%	19.1%
小原地区	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%

越河・斎川地区では「習い事」の割合が多くなっています。

また、福岡地区では「自宅」の割合がやや多くなっています。

■就学前児童のうち4、5歳児の小学校就学後の過ごし方（将来の希望）

	自宅	祖父母宅や 友人・知人宅	習い事	児童館	放課後 子ども教室
低学年のうち （1～3年生）	50.3%	21.7%	33.2%	9.9%	10.2%
高学年になったら （4～6年生）	57.5%	18.9%	44.4%	9.9%	10.2%

	放課後児童クラ ブ〔学童保育〕	ファミリー・サポ ート・セ ンター	その他	無回答
低学年のうち （1～3年生）	26.1%	1.6%	8.4%	17.7%
高学年になったら （4～6年生）	23.0%	0.9%	8.1%	19.3%

低学年、高学年共に「自宅」と「習い事」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」、「祖父母宅や友人・知人宅」が上位にあげられています。

2. 児童数の推移について

1) 小学校区域別児童数の推移（見込み） [学校教育課より] [単位：人]

学校名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
白石第一	401	361	347	349	330	319
白石第二	644	635	646	654	631	607
越河	54	50	45	50	52	48
斎川	21	21	22	22	22	22
大平	106	138	132	127	129	122
大鷹沢	109	89	81	71	65	53
白川	61	57	53	52	50	48
福岡	210	197	194	184	173	168
深谷	55	61	54	50	54	54
小原	20	22	20	15	17	17
合 計	1,681	1,631	1,594	1,574	1,523	1,458

※27年度は実績。28年度以降は学区外通学が予想できないため住民票から算出

3. 放課後児童クラブの利用状況と課題

1) 利用状況（登録者数の推移） [子ども家庭課より] [単位：人] [各年4月1日現在]

児童クラブ名		23年	24年	25年	26年	27年
第一児童館 放課後児童クラブ	通年	51	48	53	43	60
	長期	19	17	20	20	14
	計	70	65	73	63	74
第一小学校 放課後児童クラブ	通年	34	35	36	33	37
	長期	12	18	9	10	7
	計	46	53	45	43	44
第二児童館 放課後児童クラブ	通年	46	51	53	54	78
	長期	6	0	7	9	9
	計	52	51	60	63	87
第二小学校 放課後児童クラブ	通年	46	49	51	53	47
	長期	8	13	19	17	8
	計	54	62	70	70	55
大平 放課後児童クラブ	通年	16	23	30	29	42
	長期	1	3	4	9	9
	計	17	26	34	38	51
福岡 放課後児童クラブ	通年	—	—	—	24	37
	長期	—	—	—	3	14
	計	—	—	—	27	51
合 計	通年	193	206	223	236	301
	長期	46	51	59	68	61
	計	239	257	282	304	362

現在6カ所の放課後児童クラブを開設しています。第一児童館、第一小学校、第二児童館、第二小学校の4つの放課後児童クラブの運営は民間事業者（NPO法人）に委託、大平及び福岡放課後児童クラブは地域団体によって運営されています。

小学生児童の減少に反し、放課後児童クラブ利用者、特に低学年の利用者は年々増加傾向にあります。これは、共働き世帯の増加によるものと考えられます。

2) 課題

国から示された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、本市においても当該基準条例を制定しております。当面は努力規定となっておりますが、近年の利用者数の増加により、児童1人当たりの専用区画面積は概ね1.65㎡以上、1支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下という基準をほとんどのクラブでクリアしていないのが現状です。

(参考) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の要旨

(平成26年厚生労働省令第63号)

①設備（第9条）

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

②職員（第10条）

放課後児童支援員（保育士や社会福祉士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

③児童の集団の規模（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

④開所日数（第18条）

原則1年につき250日以上

⑤開所時間（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上
平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上

4. 放課後子ども教室の利用状況と課題

1) 利用状況

[生涯学習課より] [単位：日、人]

教室名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
越河小学校区 放課後子ども教室	年間開催日数	40	40	44	44	45
	参加児 人数	31	25	20	21	36
	実人数 延べ人数	762	644	555	699	—
斎川小学校区 放課後子ども教室	年間開催日数	30	47	45	33	31
	参加児 人数	34	30	33	29	21
	実人数 延べ人数	649	806	960	745	—
福岡小学校区 放課後子ども教室	年間開催日数	40	46	48	—	—
	参加児 人数	22	22	19	—	—
	実人数 延べ人数	612	853	457	—	—
合 計	年間開催日数	110	133	137	77	76
	参加児 人数	87	77	72	50	57
	実人数 延べ人数	2,023	2,303	1,972	1,444	—

※平成27年度は、年間開催日数（予定）、実人数（予定）

現在開催している放課後子ども教室は、越河小学校区（越河小学校体育館で活動）と斎川小学校区（斎川小学校体育館で活動）の2カ所です。

放課後子ども教室は、地域のコーディネーターの方々が中心に活動プログラムを計画し、学校では体験出来ないプログラムを取り入れています。また、上級生と下級生のつながりなど社会性が養われていく環境のなかで元気いっぱい過ごしています。

2) 課題

子どもの減少とスタッフの高齢化・固定化が挙げられます。特に斎川小学校区放課後子ども教室は、少子高齢化の波を受け、年々開催回数が減少しています。

また、放課後児童クラブ、放課後子ども教室のどちらもない小学校区（深谷・大鷹沢・白川・小原）の4カ所については、各地域の意向を聞きながら開設に向けた支援が必要と考えています。

第3章 具体的方策、目標等（行動計画に盛り込む内容）

1. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在、4つの小学校区に6クラブを開設しています。今後は、登録児童数の推移等を踏まえたクラブの分割や統合、それに伴う施設の整備を進めていきます。

また、開設されていない小学校区については、学校・地域の意向を確認し、随時本計画（目標事業量）に反映していきます。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者推計総数	362	390	410	425	440
クラブ数	6	6	6	6	6
支援単位数	8	8	11	11	11

（参考）平成31年度までの整備目標

小学 校区	クラブ名	平成27年度			平成31年度まで			備 考
		専用区画面積 (㎡)	登録数(人) ※1	1人当たり専 用区画(㎡)	専用区画面積 (㎡)	定員 (人)	1人当たり朝 区画(㎡)	
白石 第一	第一児童館	125	①74	1.69	125	①38	1.67	2支援単位 に分割
		※2				②37	1.67	
	第一小学校	84	②44	1.91	84	③45	1.87	学校教室利用
白石 第二	第二児童館	125	③42	1.44	125	④38	1.67	
		※2	④45	1.44		⑤37	1.67	
	第二児童館 (別館)				130	⑥38	1.73	※3
						⑦37	1.73	
	第二小学校	74	⑤55	1.35	74	⑧45	1.65	学校教室利用
大平	大 平	60	⑥42 9	1.43	60	⑨36 19	1.67	※4
福岡	福 岡	53	⑦30	1.77	53	⑩32	1.66	学校教室利用
		75	⑧21	3.57	65	⑪38	1.71	※5
計			362			440		

※1 平成27年4月1日現在の登録者数

※2 第一児童館、第二児童館については、児童館業務（自由来館）対応のため全専用区画面積140㎡から15㎡を差し引いた面積を計上

※3 第二小学校近隣に第二児童館別館（仮称）を新規に整備

※4 小学校体育館ミーティングルームを使用。長期休業期間のみ普通教室も使用可能
下段の数値は長期のみの利用者数

※5 賃貸物件の使用を取り止め、小学校敷地内に新規に整備

2. 一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

本市においては、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施していませんが、今後、同一の小中学校内等の活動場所において両者を実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加する「一体型」への発展を目指していきます。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
学校数	10	10	10	9	9
一体型	0	0	0	2	2
連携型	0	0	0	0	0
開設割合	0%	0%	0%	22%	22%

※平成30年度から斎川小学校が統合になる見込みです。

※平成30年度に一体型2カ所（第一小学校区：第一小学校・第一児童館、第二小学校区：第二小学校・第二児童館）を目標とします。

3. 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

現在、2つの小学校区で開設しています。開設されていない小学校区については、希望する学校・地域の意向を確認し、随時本計画（目標事業量）に反映していきます。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
学校数	10	10	10	9	9
実施校	2	3	3	4	4
開設割合	20%	30%	30%	44%	44%

※平成30年度から斎川小学校が統合になる見込みです。

※平成30年度に第一小学校区及び第二小学校区の開設を目標とします。

4. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校区ごとに学校関係者も含め検討会を開催することとします。

なお、連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるようボランティア等を配置するなど必要な措置を講じます。

5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校4校のうち、3校が小学校の教室、1校が体育館ミーティングルームを利用しています。今後、少人数学級を進めていくことや小学校の統廃合など、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、専用教室の確保が困難な学校では、体育館、図書室等の利用を促進していくとともに、新たな施設整備も検討します。

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る民生部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

ア 放課後児童クラブの実施主体事務局である子ども家庭課と放課後子ども教室の実施主体事務局である生涯学習課が定期的な事務局打合せの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

イ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体の責任とします。

ウ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討をしていきます。

7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

平成25年度に実施した「白石市子育て支援に関する調査」において、放課後児童クラブの開所時間についての小学生児童の保護者の希望は、平日の終了時間は18時までが約80%を占めています。また、土曜日や学校休業日の開始時間は8時以降が約90%、終了時間は18時までが約80%を占めています。

現行の放課後児童クラブの開所時間は、開始時間は8時～8時30分、終了時間は18時～18時30分となっており、希望開所時間を概ね満たしております。

開所時間の延長については、今後も定期的に利用者へのアンケート等を行い、実態把握に努めていきますが、当面は現行の開所時間を継続していきます。

第4章 体制と役割等

1. 体制と役割等

運営委員会（白石市子ども・子育て会議が運営委員会を兼ねる）が、次のことを検討・審議します。

- ①民生部局と教育委員会と具体的な連携方策
- ②小学校の余裕教室等の活用方策
- ③活動プログラムの企画・充実
- ④安全管理方策
- ⑤ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策
- ⑥広報活動方策
- ⑦事業実施後の検証・評価

なお、平成27年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、運営委員会で具体的な対策を検討していくものとします。

白石市子ども・子育て支援事業計画別冊
(放課後子ども総合プラン白石市行動計画編)

発行日 平成28年3月

発行者 白石市民生部子ども家庭課

〒989-0292 白石市大手町1番1号

TEL0224-22-1363、fax0224-22-1316

白石市教育委員会生涯学習課

〒989-0206 白石市字寺屋敷前25-6

TEL0224-22-1343、fax0224-24-5377